

三島市告示第 32 号

三島市屋外広告物条例による区域等の指定の告示（平成 23 年三島市告示第 360 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 19 日

三島市長 豊岡 武士

1（1）の表を次のように改める。

	路線	指定する区間	指定する区域
1	一般国道 1 号	(1) 神奈川県境から三島市塚原新田の市道三ツ谷新田 21 号線との交点までの区間	左記の指定する区間の道路から 800 メートルの等距離線の範囲内の地域のうち、三島市内の地域
		(2) 三島市塚原新田の市道三ツ谷新田 21 号線との交点から三島市谷田の県道三島富士線との交点までの区間	左記の指定する区間の道路から 500 メートルの等距離線の範囲内の地域
2	一般国道 136 号バイパス	一般国道 136 号との交点から日守大橋までの区間	左記の指定する区間の道路から 500 メートルの等距離線の範囲内の地域のうち、三島市内の地域
3	一般自動車道 芦ノ湖スカイライン	三島市内の全区間	左記の指定する区間の道路から 1,000 メートルの等距離線の範囲内の地域
4	都市計画道路 東駿河湾環状線	裾野市との境界から函南塚本インターチェンジまでの区間	左記の指定する区間の道路から 500 メートルの等距離線の範囲内の地域のうち、三島市内の地域

1（2）の表 1 の項中「(全区間)」を「三島市内及び函南町内の全区間」に改め、「等距離線の範囲内の地域」の次に「のうち、三島市内の地域」を加え同表 2 の項中「熱海市と函南町の境界線から原駅までの区間（トンネルの区間を除く）」を「三島市内の全区間」に改め、「指定する区間の」の次に「うちトンネルの区間を除く区間」を加え、同表に次のように加える。

3	伊豆箱根鉄道 駿豆線	一般国道 1 号の南側 100 メートルの等距離線との交点から函南町との境界までの区間	左記に指定する区間の鉄道から 100 メートルの等距離線の範囲内の地域。ただし、近隣商業地域を除く。
---	---------------	---	--

5を次のように改める。

5 規則別表第2第2項第1号に規定する道路及び鉄道の区間

- (1) 一般国道1号の三島市内の区間（特別規制地域に指定されている区間及び区域を除く。）
- (2) 一般国道136号の三島市内の区間（特別規制地域に指定されている区域を除く。）
- (3) 県道三島静浦港線の三島市内の区間（特別規制地域に指定されている区域を除く。）
- (4) 伊豆箱根鉄道駿豆線の伊豆箱根鉄道三島駅から一般国道1号の南側100メートルの等距離線との交点までの区間（特別規制地域及び第2種普通規制地域に指定されている区域を除く。）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。